

令和6年 第2回浜松市議会定例会  
代表質問及び浜松市答弁

質問者 市民クラブ 北野谷富子

質問	答弁
<p><b>1 県との連携について</b>            本年5月26日投開票の県知事選挙にて、新たな県知事が誕生した。これまでも様々な節目に、県との連携を強めてきた本市だが、それ以上の連携を今後期待せずにはいられない。</p> <p><b>(1) 基本協定書に関する県単独助成事業の見直しについて</b>            静岡県では、平成30年10月からこども医療費助成の対象を高校生まで拡充したが、政令市である本市と静岡市は当初、対象から外すこととされた。しかし、その後の協議により、令和元年10月から令和4年度末までの間、一部助成が実施されたものの、現在は終了している。</p> <p>この取扱いの根拠とされているのが、平成19年の政令市移行に先立ち、平成17年に当時の北脇浜松市長と石川静岡県知事が締結した基本協定書である。</p> <p>社会課題も締結当時とは大きく変化しているなかで、基本協定書に記載されている県単独助成事業について見直しをしていくべきと考えるが、市長の考えを伺う。</p> <p><b>(2) 多目的ドーム型スタジアムの早期建設促進について</b>            多目的ドーム型スタジアムの早期建設に向けて、本年3月に浜松商工会議所会頭をはじめ、市議会各会派代表者の数名が県へ要望書を提出した。本市としても2万2000人規模のスタジアムを要望していることから、今後の県との調整についてどのように進めていくのか伺う。</p>	<p><b>1 (1)(2) 中野市長</b></p> <p><b>(1)</b>平成17年に県と締結した基本協定書において、政令市移行時に実施されていた県単独助成事業については、経過措置が講じられたものを除き、「原則として市が独自に実施すること」とされている。一方、政令市移行後に新設される県単独助成事業については、特段、基本協定書に言及がないため、本市は、「特に定めのない事項」として「県と市との間で協議のうえ別に定めるもの」に該当すると捉えている。しかし、県が新たに単独助成事業を創設する場合、政令市への単独助成は行わないという県の基本的な考え方により、本市は対象から除外されてしまうため、その都度、個別に協議を求めている。昨年度は、県全体で一定の水準維持が望ましいものについて他の市町との差異を設けないよう、県知事に対して直接、要望を行った。本市としては、県が実施する、県民一人一人の健康・生命に関わるような事業において、政令市であることのみを理由として本市市民を対象外とすることは、居住する地域によって差が生じることとなり、県民税を納めている本市市民の理解を得られるものではないと考えている。そのため、新たな県知事に対しても、県単独助成事業を新設する場合には、基本協定書における「特に定めのない事項」として協議を行い、内容によって本市も対象とするよう、求めている。</p> <p><b>(2)</b>遠州灘海浜公園篠原地区における「多目的ドーム型スタジアム」の整備により、浜松市総合水泳場「ToBi0」と併せて、当該地区が県西部地域におけるスポーツの一大拠点ともなり、地域活性化の起爆剤となる。加えて道の駅との相乗効果により、交流人口のさらなる増加が見込まれ、浜松地域だけでなく、県下全域に、スポーツの振興や新たな賑わい創出などの波及効果が見込まれる。本市は、野球以外の幅広いイベントも開催可能で、自然環境に配慮した全天候型の「多目的ドーム型スタジアム」としての施設の早期実現を求めるため、本年5月に期成同盟会の名称を変更した。「多目的ドーム型スタジアム」の建設は、県西部だけでなく、県下全域の活性化や発展につながるものである。県に対しては、新たな知事のもとで「多目的ドーム型スタジアム」の建設計画を速やかに進めることを要望していく。</p>

質問	答弁
<p><b>2 「流域治水」の推進について</b></p> <p>本年3月に浜松市総合雨水対策計画の見直しが行われた。この計画では多くの重点対策エリアで貯留施設の整備が計画されており、これからの水災害対策として、大いに期待するところである。</p> <p>また、「特定都市河川浸水被害対策法」をはじめとした9つの法律を一体的に改正する「流域治水関連法」が令和3年11月1日に全面施行され、全国で特定都市河川の指定の動きが広がっていると聞いている。本市を流れる1級河川安間川や2級河川馬込川においても、沿川で宅地化が進んでいることから、県とともに特定都市河川に指定し、県が行う河川整備の促進とともに流域からの雨水流出量の削減を目指すべきと考える。</p> <p>また、国土交通省では令和3年度から官民連携によるワンコイン浸水センサの開発をすすめており、全国で実証実験を展開しているが、今年度、本市もその実証実験に応募したと聞いている。</p> <p>そこで、以下について伺う。</p> <p>(1) 浜松市総合雨水対策計画における貯留施設整備の取組について伺う。</p> <p>(2) 全国で特定都市河川の指定が活発に行われているなか、静岡県も1級河川安間川や2級河川馬込川などの県管理河川の特定都市河川指定を進めていくと思われるが、本市としての所見を伺う。</p> <p>(3) 国が進めるワンコイン浸水センサの実証実験において、本市として期待する効果について伺う。</p>	<p><b>2 (1)平井土木部長</b></p> <p>本年3月に見直しを行った浜松市総合雨水対策計画においては、雨水の流出先となる県や市の管理する河川の改修等による流下能力の向上に加えて、地域において一時的に貯留することで、既往の豪雨に対して床上浸水を概ね解消することとしている。現在、市内では県の安間川遊水地や市の鴨江雨水調整池など河川改修に合わせた大規模な貯留施設から校庭貯留のような小規模な流出抑制施設まで様々な貯留施設が整備されており、その総貯留量は約68万6千立方メートルになる。浜松市総合雨水対策計画では今後も学校の校庭や公園への貯留を計画的に進めるほか、区役所や行政センター等の公共施設での表面貯留や地下貯留の検討などを計画しており、様々な手法による流域での貯留を実施することで、流域の治水安全度の向上を図っていく。</p> <p><b>2 (2)長田副市長</b></p> <p>「特定都市河川浸水被害対策法」による特定都市河川の指定は、市街化の進展などにより河川整備だけでは浸水被害の防止が困難な河川を対象に、下水道の能力向上、雨水貯留施設の整備、雨水の流出を抑制するための規制等、河川整備とともに流域一体となった浸水被害の防止対策を推進する制度である。2021年の流域治水関連法による法改正以降、全国で特定都市河川の指定の動きが加速しており、本年3月時点では24水系327河川が指定されている。これは全国各地において流域治水の考えのもと、治水が河川の対策から流域における対策へシフトしたものと考えられる。特定都市河川の指定は、流域の関係者の責任を明確化するとともに、雨水の流出量増加に繋がる開発等に対しては対策の義務付けも生じることから、河川管理者である静岡県はもとより、庁内関係課と連携し慎重に調整を進めていく必要があると認識している。</p> <p><b>2 (3)平井土木部長</b></p> <p>この実証実験は、大雨による面的な浸水被害に対して、リアルタイムの浸水状況を、センサを用いて把握する仕組みの構築に向けて、センサの開発や設置に協力する民間企業や団体、国、地方自治体等の様々な関係者が官民連携でセンサの特性や情報共有の有効性等を検証するものである。全国で134の自治体と38の企業等が参画し、本市も実証実験実施地区として国土交通省より決定を受けたところである。本年度、国が用意する小型、低コスト、かつ長寿命のセンサを本市が浜名区寺島の若草団地周辺や浜名区の有隣川沿川など市内5箇所浸水常襲箇所に設置し、浸水状況表示システムにより、各センサからの情報を一元的に収集、</p>

質問	答弁
<p><b>3 安心を与える学校運営のために</b></p> <p>昨年度、静岡県内の小・中学校の教員が、定数に対して不足している状態で新学年のスタートを切っていたことが分かっている。これは、新しいスタートに際し、学校運営に不安を与えてしまっている現状と言える。</p> <p>本市は、年度当初の定数未配置を0人と報告しているが、その反面、年度途中の産育休や休職等に対する代替教員が十分に手配できていない状況とも聞いている。</p> <p>本市として、子供たちや教員がより安心して学校生活を送るためにも、年度途中から勤務が可能な教員を確保し、年度途中の支援も充実させていく必要があると考える。</p> <p>本年1月に文部科学省が実施した教師不足の解消に向けたアンケートによると、他市はペーパーティーチャーに対する取組が目立っていた。実際、教員になったが何らかの理由で離職した方や、教員免許状は取得したが他業種へ就職した方など、様々な状況の方がいると思われる。年度途中の人材確保や支援充実のための手段として、ペーパーティーチャー対象の相談会など、教員免許状を取得したが、現在学校で勤務していない方に、一人でも多く学校に関わっていただけるよう働きかけてはどうかと思うが、考えを伺う。</p>	<p>共有することとしている。今後、実用化されれば浸水範囲や浸水深をリアルタイムで把握することで、避難情報や通行規制の判断だけでなく、浸水のメカニズムの解明等にも役立つことから、流域の効果的なハード対策の策定にも大きく寄与するものとして実験の成果に期待しているところである。</p> <p><b>3 奥家学校教育部長</b></p> <p>本市では、年度途中の教育確保策として、事前登録制による臨時的任用教職員や非常勤講師の採用のほか、本市の採用試験を受験したことがある方や教職を退職された方などへの声掛けを行っている。さらに非常勤講師等の登録者を増やすための取組として、本年1月から市のホームページで24時間受付を開始したところ12人の登録があり、そのうち4人を採用することができた。他都市では、いわゆるペーパーティーチャー向けの相談会、説明会などを実施し、教員の採用につなげている事例もある。本市としても、他都市の取組とその効果などについて情報収集し、ペーパーティーチャー向けの相談会を実施していく。今後も子供や教員が安心して学校生活を送ることができる学校運営のため、教員の確保に努めていく。</p>
<p><b>4 「スポーツ文化都市・浜松」の環境整備について</b></p>	<p><b>4 (1)(2) 杉田スポーツ振興担当部長</b></p> <p>(1)本市では「スポーツ文化都市 浜松」の実現を目指し、「す</p>

質問	答弁
<p>(1)「する」スポーツについて 本年度までとなっている第2期浜松市スポーツ推進計画では、障がい等を問わず、市民一人一人がライフスタイルの一部にスポーツを取り入れ、心身ともに健やかで、豊かな生活を営むことができるまち「スポーツ文化都市・浜松」の実現を目指すため、多種多様な施策を推進するとしているが、施設の老朽化など、様々な事由で「する」スポーツが身近ではなくなっていると感じる。今後、生涯スポーツの振興を促進するために欠かすことの出来ない、「する」スポーツの環境を整える考えはないか伺う。</p> <p>(2)「みる」スポーツについて スポーツによる地域振興を推進していくうえで、滞在型の「する」「みる」「支える」という観点から創起される大型スポーツイベント等誘致事業が非常に効果的な手法だと考える。国内外からの観光交流人口が拡大しており、イベント前日からの宿泊や会場までの移動などにより、自然と滞在時間が増えることで経済効果も期待できる。 しかし、本市の施設は「みる」スポーツを効果的に演出できるものが少なく、大会の開催地として選んでもらうためには、「みる」スポーツを効果的に演出できる施設を増やしていくことが重要である。これからの「みる」スポーツの環境整備について考えを伺う。</p>	<p>る」「みる」「ささえる」を3本柱として、市民が健康増進のために親しむ地域スポーツの振興から、各種競技団体の支援、地域に密着したプロスポーツとの連携、大型スポーツイベント等の誘致など幅広い施策を展開している。市民がスポーツをする場所として、スポーツ振興課が所管する施設は55施設ですが、その他にも、都市公園内のスポーツ施設や地域の協働センターに併設された体育館、小中学校を活用した学校開放事業など、多くの市民や団体にご利用いただいている。こうした施設の維持管理や老朽化への対応、さらには新たな社会ニーズに合致した施設への転換は、スポーツを「する」環境整備において必要不可欠であると考え。一方、限られた財源の中では、ダウンサイジングや簡素化など、利用状況に適した改修や整備を効果的に実施していく視点も重要だと考える。こうしたことから、本年度、策定を進める第3期浜松市スポーツ推進計画においては、これまで別に策定していた「スポーツ施設個別整備方針」を推進計画に取り込み、ソフト事業とハード整備を一体的に検討し、スポーツを「する」視点からも施設の位置づけや整備のあり方について明記していく。</p> <p>(2)近年、スポーツに求められる役割については、これまでの健康増進に留まらず、成長産業化や集客による周辺商業の活性化、さらには宿泊による観光振興など、多岐にわたる期待が寄せられている。経済産業省やスポーツ庁においては、集客が見込まれるスタジアムやアリーナ施設をまちづくりや地域活性化の核としていく「スタジアム・アリーナ改革」に取り組んでおり、プロスポーツチームとの連携や誘客など「みる」スポーツを意識した施設整備が全国で見受けられる。本市では、広域利用されている浜松市総合水泳場トビオや浜松アリーナなどの大規模施設が集客を意識した施設となっているが、スポーツのエンターテインメント化の流れを受け、プロ基準を満たさない機能があるなど、プロに選ばれるための機能向上が求められている。そのため、本年度、策定を進める第3期スポーツ振興計画においては、広域施設のあり方を明確にするとともに、今後、広域施設に位置づける施設については、「みる」視点を重視した整備や改修を進めていく。まずは、その先駆けとして、新設する江之島ビーチコートや再整備する浜松アリーナについては、スポーツを「みる」楽しみを提供するための機能を備えるよう計画を進めていく。</p>
<p>5 文化活動を停滞させない取組や多様化する文化芸術活動への対応について 現在、本市は浜北文化センターの改修を進めているが、その後はアクトシティ浜松の大規模改修を進めることと</p>	<p>5 嶋野文化振興担当部長 アクトシティ浜松Aゾーンの休止期間中の代替施設としては、浜北文化センターや市民音楽ホール、市内の民間施設、周辺市町の文化施設等を活用していただくことで、市民団体の利用で多数を占める入場者数1,000人程度までの催しについては、対応が可</p>

質問	答弁
<p>なる。楽器博物館、研修交流センターのあるDゾーン、展示イベントホールのあるCゾーン、大ホール・中ホール・コンgresセンターのAゾーンの順に、ゾーンごとに改修を進めていくということだが、特にAゾーンの改修工事に伴う休止期間は22カ月と長期にわたる。</p> <p>一方、書道部による音楽や表現運動が融合した書道パフォーマンス、多くの若者に人気のある軽音楽、パソコンで音楽制作するデスクトップミュージック、中学校で必修化されたダンス等、市民の文化芸術活動は年々多様化している。</p> <p>そこで、アクトシティ浜松の大規模改修工事に伴う休止期間中の市民の文化活動を停滞させないための取組や、多様化する市民の文化芸術活動への対応について考えを伺う。</p> <p><b>6 さらに魅力ある動物園にするため</b></p> <p><b>(1)ゾウの展示について</b></p> <p>本市の子供たちに多くの感動と命の尊さを学ぶ機会を与えてくれたアジアゾウの「ハマコ」が死んだことから、浜松市動物園からゾウがいなくなり、未だゾウ舎は空き獣舎となっている。動物福祉的な観点やワシントン条約等により、ゾウを復活させるためには高い壁があることは承知しているが、動物園にゾウを復活させることで、魅力を発信できると考える。今後のゾウの展示についてどのように考えているのか伺う。</p> <p><b>(2)来園者数を増やすために</b></p> <p>動物たちを通じて「いのち」の大切さを伝えていく、来園者が楽しく学べる場をつくる等、来園者の満足度を高める浜松市動物園再生基本計画を平成28年度に策定しているが、本年度、そ</p>	<p>能である。施設により大きさ、附帯設備等違いがあり、施設それぞれの個性を活かすかたちで活用いただけていると考えている。また、多様化する市民の文化芸術活動への対応としては、市内にある文化芸術活動の受け皿となり得る施設の情報を丁寧に市民の皆さまにお伝えするとともに、「音楽のあふれるまちづくり事業」や「クリエイティブシティブースター事業」により活動に触れる機会を提供していく。さらに、現在展示会や各種イベントでご利用いただいているアクトシティ浜松Cゾーンの展示イベントホールについては、利用率の更なる向上、アクトシティ浜松を中心とした賑わいの創出、多様化する文化芸術活動への新たな創造の場の提供を目的に、ダンス、マーチングバンドなど音楽と身体表現を伴う活動や軽音楽などのライブ、多くの若者に支持されているサブカルチャーイベントなど、多様なニーズに対応するための施設改修について、今後行う基本設計の中で検討していく。</p> <p><b>6 (1)(2)中村花みどり担当部長</b></p> <p><b>(1)ゾウは、「種の保存」や「地域環境の保全」を考える上で重要な動物であり、ゾウのいきいきとした姿を見られることは、子どもたちに驚きや感動を与え、豊かな心を育むことにつながると考えており、市民からも展示復活を望む声が多数寄せられている。一方で、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」いわゆるワシントン条約で商取引を禁止された動物であり、本来の生態を考慮した群れ飼育が国際的に求められていることから、頭数確保や、導入先の選定が難しい動物である。さらに、本市動物園の場合は、公益社団法人日本動物園水族館協会が公表している適正施設ガイドラインに適合させるためには、獣舎や運動場を現状の4倍以上に拡張する必要があり、それだけの広さを確保するために他の動物の獣舎移転や、管理していくための飼育体制の見直しなどが必要となる。こうしたことから、展示復活の可否については、本年度の動物園再生基本計画の見直しの中で、園全体の動物種の数进行精査し、ゾウ舎及び拡張により影響を受ける施設の整備内容や規模について、詳細な調査研究を行い、導入しない場合との比較検討も行った上で、判断していく。</b></p> <p><b>(2)本市動物園では、2016年度に策定した動物園再生基本計画に基づき、「いのちのふれあいゾーン」の開設、トイレの新設や</b></p>

質問	答弁
<p>の見直しを実施すると聞いている。再生を果たすための取組はどのような状況となっているのか。また、見直しの目的や内容、今後來園者を増やすために、どのような考えをもっているのか伺う。</p>	<p>改修、汚水処理施設の改修などを実施してきた。しかし、以前から課題となっている施設全般の老朽化対策や、休憩所や売店など来園者の快適性向上のための施設整備が進んでいないことに加え、動物の福祉や SDGs 等に配慮した自然環境に近い飼育施設への見直し、いのちの教育事業や環境教育の更なる充実や種の保存事業の推進強化などの検討が必要となっている。こうしたことから、昨年度から職員により動物展示収集計画（飼育動物コレクションプラン）の見直しを行うとともに、庁内の様々な職種の職員による「魅力ある動物園にむけた職員ワーキング」を立ち上げ、利用者と管理者の両面から見た改善策の検討に取り組んできた。本年度は、これらのことを動物園再生基本計画改定版としてまとめるとともに、動物園再生に向けた実現性の高い計画を示していきたいと考えている。今後も、公立動物園としての意義や役割を踏まえ、隣接するはままつフラワーパークとの連携も考えながら、年間 40 万人を超えて来園していただける動物園を目指すとともに、市民や市内の事業者のみなさまと協働して、子どもたちの心に残る動物園として再生していけるよう取り組んでいく。</p>
<p><b>7 カーボンニュートラル実現に向けて</b>  <b>(1) 浜松新電力の事業展開について</b>  本市は、本年 3 月に浜松新電力への増資を行い、筆頭株主となった。これまで以上に経営への関与を強め、責任を持って再生可能エネルギーの地産地消やエネルギーによる地域経済循環などを進めていくものとする。これまで、市有施設への供給を中心に実施してきたが、今後は市の脱炭素政策と連動する形で、地域企業などの民間需要家への供給拡大を積極的に進めていくと伺っている。今後、カーボンニュートラル実現に向けた浜松新電力の役割はますます重要になっていく。  その具体的な事業展開、特に地域企業についての考えを伺う。  <b>(2) 「重点対策加速化事業」の展開について</b>  先日、本市が環境省の「重点対策加速化事業」の採択地域の 1 つに選ばれ、今後 5 年間で総額 11 億円の交付金支援をいただけることになったとのことで</p>	<p><b>7 (1)(2) 袴田カーボンニュートラル推進事業本部長</b>  <b>(1) 浜松新電力の役割並びに企業価値は、市域のカーボンニュートラル実現に向け、他の電力会社と比較し価格競争力のある再生可能エネルギー電力を安定供給することにある。こうしたことを踏まえ、本年 2 月からは、特別高圧と高圧の需要家に供給する電力すべてを実質再生可能エネルギー 100% に切り換え、公共施設や民間需要家の脱炭素化に貢献している。また、新たな取り組みとして、需要家のニーズに合わせた実質再生可能エネルギー 100% 電力による固定料金プランや、本市の金融支援事業や再エネ導入支援事業など、脱炭素政策と連動したプランの提供準備も進んでいる。これらの電力プランについては、浜松商工会議所やイノベーション推進機構、地域金融機関などと推進している様々な脱炭素経営支援事業との連携を図りながら、地域企業に広く周知し活用を促進していく。地域企業においては、自社に適したプランを選択いただき、カーボンニュートラルに向けた取り組みを一層積極的に推進していただきたいと考えている。</b>  <b>(2) 本市としては、この度の交付金を今後 5 年間、地域企業のカーボンニュートラル対応を加速化するために活用していく。事業展開としては、当初予算計上している「事業者向け太陽光発電設備導入推進事業」と今回の交付金を統合して、新たな補助制度を創設し、地域企業の再エネ・省エネ設備の導入に対し、補助金を交付していく。具体的には、「脱炭素経営設備導入支援事業」として、自社の温室効果ガスの排出状況を把握した上で、2030</b></p>

質問	答弁
<p>ある。</p> <p>この事業では、地域企業のカーボンニュートラル対応を加速化していくため、太陽光発電や蓄電池、省エネルギーにつながる高効率空調や高効率照明の導入に対して補助金を交付していくことである。こうした補助金については、広く地域企業に周知し、活用を促していくことが必要であると考え</p> <p>そこで、今回採択を受けた「重点対策加速化事業」の今後の具体的な事業展開について伺う。</p> <p><b>8 交通事故対策について</b></p> <p>先月、浜名区新原でゴミ収集車と小学4年生の児童が衝突する痛ましい事故が発生した。現場は見通しが悪いわけでもなく、地域から要望書が出されていたわけでもない。しかしながら、この事故によって地域には大きな衝撃が起きている事実を踏まえ、早急な対応と、安全対策の強化が求められる。</p> <p>そこで、以下について伺う。</p> <p>(1) 校現場での交通安全教育について</p> <p>(2) ゴミ収集車の安全指導について</p> <p>(3) 各地域からの安全対策要望への対応について</p>	<p>年度までの温室効果ガスの排出削減計画を策定するなど、計画的にカーボンニュートラル対応を進めていく地域企業に補助金を交付していく。中でも自家消費型太陽光発電設備の導入に対して重点的に予算を配分していくこととしており、1キロワットあたり6万円という好条件の補助額を設定し、導入を加速していく。なお、本補助事業は6月下旬より公募を開始していく。こうした取り組みを通じて、地域企業における脱炭素経営のトップランナーを創出し、その取り組みを広く地域に横展開することで、地域企業の「脱炭素経営ドミノ」を起こすと共に、地域全体の産業競争力も強化していく。</p> <p><b>8 (1) 奥家学校教育部長</b></p> <p>毎年度、全ての市立小中高等学校で学校安全計画を策定し、警察、交通安全協会、関係部署等の協力のもと、通学路の歩き方や自転車での交通ルールの指導など、発達段階に応じた交通安全教室を実施している。また、小学校では、児童の交通事故防止対策の一環として「交通安全リーダーと語る会」を開催し、リーダーとなった児童を中心に、学校・保護者及び地域関係者が通学路や地域の危険箇所について話し合うことで、交通事故防止と交通安全の推進に努めている。本年5月の交通事故を受け、教育委員会では、全ての市立小中高等学校の学校長に対して、児童生徒への交通安全指導の徹底を図るよう注意喚起を実施した。教育委員会としては、今後も家庭・地域・関係機関と連携し、登下校や自転車乗車時に関する交通安全教育の充実を図っていく。</p> <p><b>8 (2) 山田環境部長</b></p> <p>一般廃棄物の収集運搬許可業者に対しては、毎年度、研修会を開催し、交通法規の順守、安全運転の励行を啓発している。各清掃事業所の市職員に対しても、安全運転の意識向上に留意するよう日頃から働きかけている。今回の事故を受けて、直ちに許可業者及び清掃事業所に対して注意喚起と交通法規の順守等に関する指導を改めて行うとともに、天竜清掃工場に出入りするゴミ収集車を対象とした街頭啓発を実施した。今後においては、警察と連携し許可業者に対して新たに交通安全講習を行う予定である。また、安全対策の一環として、市が所有するゴミ収集車は、衝突被害軽減ブレーキなどの先進安全技術を装着した車両へ計画的に変更し、装着率の向上を図っていく。さらに許可業者に対しても、これらの技術を装着した車両への更新を推奨している。ゴミ</p>

質問	答弁
	<p>収集を始めとした清掃事業活動は、市民の日常生活及び企業の経済活動に直結する公共サービスであるため、継続的かつ安定的な事業運営が求められる。今回の事故は清掃事業を担う業界全体の課題であると重く受け止め、安全対策の強化を一層図っていく。</p> <p><b>8 (3)平井土木部長</b></p> <p>地元自治会など、地域からの交通安全対策に関するご要望のうち、緊急に対策が必要な要望については、現地確認のうえ、即時に対応している。また、その他の歩道設置や交差点改良等の様々な要望については、交通量や事故の発生状況などを踏まえ、優先度の高い箇所から計画的かつ着実に対策を実施している。通学路の交通安全対策については、地域の意見を踏まえた通学路の整備要望に基づき、警察などの関係機関や、教育委員会などの庁内関係部署と十分連携して対策内容を検討するとともに、迅速に対策を実施している。この度の新原地区の現場についても、緊急に注意喚起看板の設置などの対策を実施したところであるが、地域の皆様をはじめ、関係者一同で行う現場診断結果をもとに、必要な対策を実施していく。今後においても、様々な要望を通して各地域の皆様のご意見を伺うとともに、道路利用者の交通安全意識の高揚に繋がるソフト対策に工夫を重ね、ソフト・ハードの両面から決め細かく、効果的な交通安全対策を、関係機関などと十分に連携して実施していく。</p>